

【2023年9月号(第21号)】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本号ではまず足元の中国経済情勢と経済政策についてお届けいたします。続いて団体旅行が解禁されたことで注目されている中国からのインバウンド消費につき今後の動向についてお伝えいたします。また、最近注目されている生成 AI について、中国の現状と動向を紹介いたします。最後に、本号より中国企業との合弁期限到来時の対応についてケーススタディによる連載をスタートいたします。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】 (電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。)

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス…………… P1
2. 中国の足元の経済情勢と経済政策について…………… P2
3. 中国からの訪日客低迷の背景と 23 年の見通し…………… P7
4. 中国における生成 AI の創発ブームと AI 産業の発展動向…………… P11
5. アフターコロナにおける中国国有企業との付き合い方①…………… P20
6. みずほ(中国)合肥支店 10 周年記念式典 及び現地視察会のご案内…………… P23

2023 年 9 月

MIZUHO

《チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス》

中国営業推進部
(インフォライン)

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境）		
	サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等）		
	サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法		
	<p style="text-align: center;">マクロ経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・半導体 ・インバウンド ・法治化 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・ESG ・一帯一路 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・RCEP/CPTPP ・エネルギー ・資本市場 ・知財保護 ・税制改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・人民元国際化 ・標準化推進 ・生成AI ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車 / 電池 ・事業再編 	<ul style="list-style-type: none"> ・ODI・FDI ・内需拡大 ・環境規制 ・労働者保護
※1 集団学習	<ul style="list-style-type: none"> ・新時代中国特特色社会主義思想学習 (第20期第4回2023/3) ・マルクス主義の中国化・時代化の新境界の開拓 (第20期第6回2023/6) ・軍事管理の全面的強化 (第20期第7回2023/7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな発展構造の構築 (第20期第2回2023/1) ・基礎研究の強化 (第20期第3回2023/2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育強国建設の加速 (第20期第5回2023/5)
※2 パブコメ	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧安全保障法(23/6/28～7/27) 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融安定法 (22/12/30～23/1/28) ・増値税法(第2回目草案) (23/9/1～9/30) ・会社法(第3回目修正草案) (23/9/1～9/30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商標法改正草案 (23/1/13～2/27) ・海洋環境保護法 (23/6/28～7/27) ・愛国教育法 (23/6/28～7/27) ・刑法修正案(十二) (23/7/26～8/24) ・入学前教育法 (23/9/1～9/30) ・学位法 (23/9/1～9/30) ・治安管理处罰法 (23/9/1～9/30)
主な公表済政策等	<ul style="list-style-type: none"> ・中国共産党定款 (22/10/22) ・国务院機構改革方案 (23/3/10) ・立法法 (23/3/13) ・党と国家機構の改革方案 (23/3/16) ・国务院工作規則 (23/3/18) ・徴兵工作条例 (23/4/12) ・反スパイ法 (4/27公布・7/1施行) ・対外関係法 (6/28公布・7/1施行) ・領事保護と協力条例 (23/6/29) ・幹部が知るべき、把握すべき党内規制及び国家法律リスト制度の構築 (23/8/2) ・外国国家免除法 (23/9/1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業中長期外債審査登記管理弁法 (23/1/5) ・企業中長期外債借入の審査登記手続指南 (23/2/9) ・IPO登録管理弁法 (23/2/17) ・独占合意の禁止に関する規定 (23/3/10) ・経営者集中審査規定 (23/3/10) ・自動車金融会社管理弁法(23/7/14公布、8/11施行) ・民営経済の発展促進に関する意見 (23/7/14) ・民営経済の発展促進に関する若干措置(23/7/28) ・消費の回復と拡大措置に関する通知(23/7/31) ・上場会社独立董事管理弁法 (23/8/1) ・外資投資環境の更なる改善及び外資投資の誘致の強化に関する意見 (23/8/13) ・証券取引印紙税の半減徴収の公告 (23/8/27) ・企業名称登記管理規定(23/8/29公布、10/1施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報越境標準契約弁法 (23/2/22) ・個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(23/5/30) ・ガリウム・ゲルマニウム関連品目に対する輸出規制(7/3公布・8/1施行) ・生成AIサービス管理弁法(7/10公布、8/15施行) ・知的財産権の法律執行の強化の意見(23/8/8) ・個人住宅ローンに関連する軒数認定基準の改善 (23/8/18) ・個人住宅ローン政策の調整改善(23/8/31) ・既存1軒目個人住宅の住宅ローン金利の減輕 (23/8/31) ・改正行政複審法(23/9/1公布、24/1/1施行) ・改正民事訴訟法(23/9/1公布、24/1/1施行)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2023/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各局局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2022/12以降)

中国の足元の経済情勢と経済政策について

みずほリサーチ&テクノロジーズ

アジア調査チーム 主任エコノミスト 月岡直樹

E-mail: naoki.tsukioka@mizuho-rt.co.jp

T E L : 080-1069-6684

【要約】

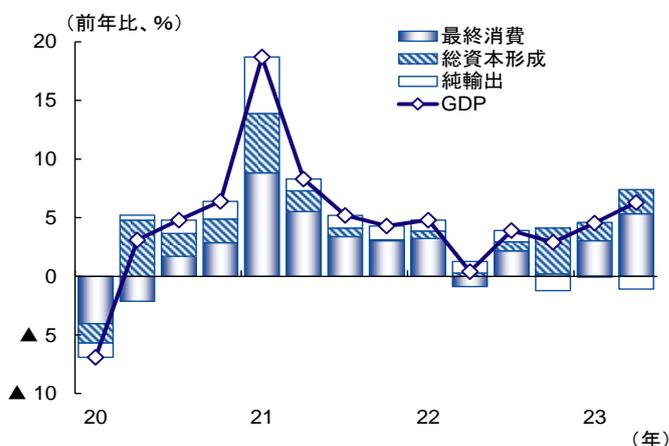
- 中国政府は足元景気動向が厳しい状況にあるとの認識を示しているものの、財政的な裏付けのある追加の景気刺激策には踏み込まなかった。
- 2023年は自然体でも政府目標「+5.0%前後」を達成できる見込みであり、過去に比べ低い成長率を当たり前のものとして受け入れるべきであるとの考えもあり、中国政府は過度な景気刺激策を打つ必要性があるとは考えていないと思われる。
- 「国家安全」を最優先に据え、対中デリスキングに対抗するためサプライチェーンのレジリエンス強化や科学技術の「自立自強」に重点を置いた産業政策を進めている。
- 中国事業戦略の立案や経済動向の分析を行う際は、現在の成長率を当然のものとして捉えつつある習政権3期目のスタンスを十分に理解する必要があると見られる。

■ 党中央政治局会議を開催も、財政的な裏付けのある追加刺激策には踏み込まず

中国共産党は7月24日、党指導部の24名が出席する中央政治局会議（以下、会議）を開催し、2023年下半期の経済政策について議論した。この会議は月1回のペースで開催して、党と国家の重要政策を話し合うもので、4月末と7月末の会議では経済政策を議題とし、その時の経済情勢に合わせて政策の微調整を図るのが通例である。今回もその通例どおり、足元の経済動向を確認している。

中国の2023年4～6月期の実質GDP成長率は前年同期比+6.3%となった（図表1）。高い伸びを示したかにみえるが、これは前年同期が上海ロックダウンで成長率が同+0.4%に鈍化した反動にすぎず、同+7.0%超の市場予想を下回った。国家統計局による季節調整済前期比は+0.8%と、1～3月期

図表1 実質GDP成長率（需要項目別寄与度）



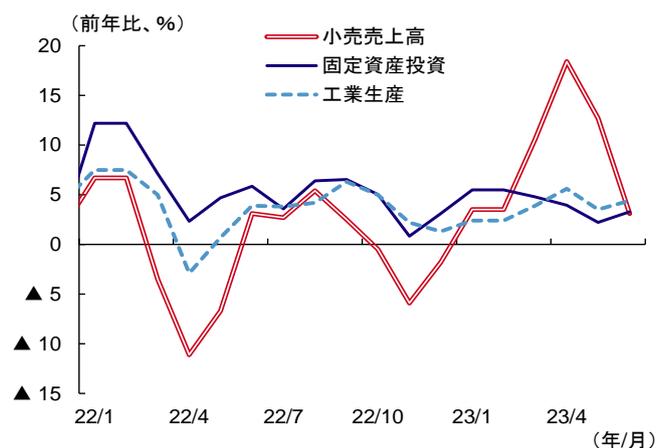
（出所）中国国家統計局、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

の+2.2%から大きく減速している。月岡直樹（2023a）で指摘したとおり、中国経済は4月以降、息切れが鮮明になっており、とりわけ財消費と民間投資の低迷が目立っているためである。実際、6月の小売売上高は前年のベース効果が剥落して前年同月比+3.1%まで急減速し、固定資産投資も不動産の不振が続いていることなどから同+3.3%と低水準にある（図表2）。

こうした状況を踏まえ、会議は「目下の経済運行は新たな困難と挑戦に直面しており、主に国内需要が不足し、

一部の企業が経営困難に陥っており、重点領域で隠れたリスクが多く、外部環境は複雑で厳しい」との認識を示した。その上で、「住民収入の増加を通じて消費を拡大」させることや、自動車・電子製品・家具などの耐久消費を振興し、スポーツ、レジャー、カルチャー、旅行などのサービス消費を促進することを明記した。また、民営企業の発展を後押しする考えを、改めて強調した。ただ、財政的な裏付けがある形での追加の景気刺激策には踏み込まなかった。

図表2 主要指標（小売、投資、生産）



一方、不動産政策については微妙な変化の兆しがみとれる。まず、コミュニケから「住宅は住むものであり、投機するものではない」のスローガンが消えた。各種会議体の公式発表でこのスローガンが削られること自体は珍しくないが、これだけで従来の不動産投機抑制策を転換したと判断することはできない。ただ、「中国の不動産市場の需給関係に、重大な変化が発生している新情勢に適応し、不動産政策を適時に調整・最適化する」との文言が盛り込まれたのは意味深長である。

実際、国務院の住宅都市農村建設部は7月28日、建設・不動産関連企業を招いて座談会を開催し、頭金比率や住宅ローン金利のさらなる引き下げ、ローン貸出条件の緩和、住宅買い替えにおける税減免などの措置を採る考えを示した。投機抑制の基調は変わらないものの、市況の低迷が特に著しい地方都市を中心に、各地でさらに踏み込んだ実需喚起策が打たれることが予想される。

■ 習近平政権は景気刺激策を打つ必要性があるとは考えていない

景気の息切れが鮮明になって以降、市場では政府に追加の景気刺激策を求める声が高まっており、会議で新たな政策が発表されるとの期待もあった。この期待は空振りに終わったが、これは筆者の見立てどおりである。月岡直樹（2023b）において、習近平政権は追加の景気刺激策に慎重であることを指摘しているが、今回の会議でその姿勢が一貫したものであることが確認された形である。

報道によれば、国務院直轄のシンクタンクである中国社会科学院の金融研究所が7月に発表した報告書において、2023年の財政赤字を予算で定めた対名目GDP比3.0%から4.0%以上に引き上げること（歳出を約1.3兆元増やすこと）を検討すべきであり、低所得家庭への消費券配布などで消費意欲を高めることや、債務の置き換えで地方の債務返済圧力を緩和することなどを提言したとされる。それでも、習政権は新たな財政負担を伴う景気刺激策を打ち出さなかった。なぜであろうか。その理由として、以下の3つの可能性が考えられる。

- ① 景気刺激策を打つ必要性があるとは考えていない。中国経済がなおゼロコロナからの回復途上にあるほか、前年の成長率が+3.0%と低水準にとどまった反動で、2023年は自然体でも政府目標「+5.0%前後」を達成できる見込みであるため
- ② 景気悪化のリスクを認識していない。習近平指導部にネガティブな情報が上がっておらず、景気の減速に適切な対応ができていないため

- ③ そもそも財政出動で成長率を無理に引き上げることに對して否定的である。經濟發展に伴って中國經濟の潜在成長率は低下しており、中國社會は低成長を当たり前のものとして受け入れるべきであると考えているため

會議が「国内需要が不足」などの認識を示していることから、習近平政權は中國經濟の現状を的確に理解しているとみてよいだろう。そのため、②であるとは考えられない。景氣が減速しているとはいえ、1~6 月期の成長率が+5.5%で着地しており、目標達成にはなお余裕があることから、主な理由は①なのであろう。加えて、習政權が景氣減速に焦りを見せていない根底には、③の考え方もあると推察される。

■ 米日のような現金給付は習政權の消費刺激策の選択肢とはなり得ない

中國政府は従来、景氣が減速するたびにインフラ投資を中心とした刺激策を打ってきたが、近年はその投資効率の低下が指摘されていることや、需要不足に對するには消費へのテコ入れが必要であることから、コロナ対応で米国や日本が行ったような現金給付を行うべきという声がある。しかし、習政權が景氣対策として現金給付という選択肢を検討した気配はみられない。財政規律を乱す大規模支出に慎重であることも一因と考えられるが、かたくなに現金給付を行わないのはなぜであろうか。それには、以下の要因が考えられる。

まず、実務上の困難さである。14 億人を超える全国民に對し、給付金を確実に遅滞なく配布するのは難易度の高い事業である。中國には日本のマイナンバーに当たる身分証番号があるものの、銀行口座に紐づけられているわけでもなく、本人が本籍地に居住しているとも限らないので、給付事務が煩雑化すると考えられ、その結果として二重取りとなったり、受け取れなかったりするリスクが大きい。加えて、実務的な複雑さから、政策実施の過程で不正が頻発する可能性も非常に高いといえる。

次に、国民全員に一律で現金給付することへの忌避感である。格差是正の「共同富裕」を提唱し、競争から距離を置く若者の「寝そべり」を批判する習政權が、これに極めて否定的と考えられるほか、国民の理解も得られそうにないためである。一律給付となれば、政府官僚や富裕層も対象に含まれることになるが、これは逆に国民の不満を高めかねない。所得制限を設ければよいと考えられるかもしれないが、これは実務上のハードルを格段に高めることになる。まず14 億人の所得を正確に把握しなければならぬ。これが最大の難関である。また、富裕層は巨額の資産を有していても、その所得が必ずしも高いとは限らない。では、どのように正確な所得を把握するのか、所得制限はどの水準に設けるべきなのか、そもそも給付・不給付の基準は公正なものとなっているのか——。これは国民的な議論を巻き起こす可能性があり、下手をすれば所得・資産格差の可視化によって社會問題を惹起するリスクがある。

最後に、万難を排して給付を実現可能にしたとしても、給付金が消費を刺激する保証がないことである。むしろ過剰貯蓄をさらに深刻化させるだけの結果に終わる可能性が高い。月岡直樹 (2023a) で指摘したとおり、ゼロコロナ下で積み上がった貯蓄が住宅ローンの繰り上げ返済に向かい、リベンジ消費には回っていないこと、そして今後も消費に回りそうな兆しはないことから明らかである。このため、現金給付は習近平政權の消費刺激策の選択肢とはなり得ないと考察される。

では、現金給付以外でどのような消費刺激策を採りうるのだろうか。まず考えられるのは、耐久消費財の購入に對する補助金支給である。これは実質的な商品の値引きということになるが、これまでも実際に電気自動車 (EV) 購入補助金、「家電下郷」(地方への家電普及)、「汽車下郷」(地方への自

動車普及)などの形で何度も実施してきた措置である。国家発展改革委員会は7月21日、国务院の他の部門との連名で消費促進に関する通達を相次いで公表し、「綠色智能家電下郷」(地方へのグリーン・スマート家電普及)や「新能源車下郷」(地方への新エネルギー車普及)を後押しする方針を明記したものの、財政支援の規模などは示さなかった。

こうした購入補助金は、需要を先食いするだけの結果に終わることが少なくない。しかも、足元で不動産販売の低迷が続いていることから耐久消費財の新規需要は限られており、買い替え需要しかない中での値引きに大きな刺激効果は期待できない。地方政府はコロナ以降、現地の経済や財政事情に合わせて適宜、消費券の配布などを行っているが、規模は小さく、効果も限定的である。

次に考えられるのが、個人や企業に対する減免税措置である。こちらは、他の政策に比べると実現可能性も景気刺激効果もありそうであるが、即効性にはやや欠けるであろう。2022年はコロナ対応として2.64兆元規模の増徴税(VAT)還付を行ったが、これはあくまで企業の資金繰りを支援するための一時的な措置であり、今年3月の全人代では大規模な減免税措置が盛り込まれなかった。中小零細企業やハイテク企業向けの優遇税制などは続けているが、現在の習政権には財政赤字を増やしてまで追加の税制措置を採る考えはなさそうである。

■ 低成長を当然のものとして捉えつつある政権のスタンスを理解すべき

このように大規模な消費刺激策を打つ可能性は低いですが、考察をさらに進めて、習近平政権が現状の景気減速を食い止めるため本気で成長率を押し上げようとした場合、消費刺激策以外にどのような政策を採りうるのかも考えてみたい。

1つ目は、インフラ投資の原資となる地方政府専項債の発行を大幅に増額することである。これは短期的には成長率の引き上げにつながるが、投資効率の低下は上述したとおりであり、むしろ中長期的に地方財政問題を深刻化させるリスクが高まる。2023年は土地使用権譲渡収入の減少を補うため、過去最大規模となる3.8兆元の発行枠をすでに確保しており、これを大幅に増額すると副作用の方が大きくなると考えられる。

2つ目は、自由な不動産取引の容認と不動産ディベロッパーに対する資金調達規制の完全撤廃である。すなわち、「住宅は住むものであり、投機するものではない」とする不動産投機抑制策や「不動産を短期の景気刺激に利用しない」とする方針を放棄することである。これは、一時的に不動産市場を急回復させるであろうが、結果的に不動産バブルを膨らませ、その崩壊により景気がハードランディングするリスクが高まることになる。

3つ目は、大規模な金融緩和である。しかし、中国経済は現状、企業の資金需要が不足している状態にあり、市場への資金供給が足りていないわけではない。政策金利をゼロ近辺まで下げ、異次元の資金供給を行えば、それなりの資金需要を創出できるかもしれないが、放出された流動性の多くは株式や不動産などの金融資産に向かってしまい、肝心の实体经济への寄与は限定的となる可能性が高い。すなわち、資産バブルを誘発し、その裏で債務がさらに膨張するだけの結果になるほか、人民元相場の急落と急激な資本流出を招きかねないリスクもある。中央銀行である中国人民銀行はそうなることがよく分かっているため、過度な金融緩和には否定的であると考えられる。

以上はあくまでも筆者の考察にすぎないが、金融危機やコロナ感染拡大初期のようなショックが起きているわけではない現状において、習政権が追加の景気刺激策を打つことに慎重姿勢を崩さない理由の一端を示せたのではないかと考える。

習政権は近年、「質の高い発展」を強調し、経済成長率にこだわらない姿勢を示している。「国家安全」を最優先に据え、対中デリスキングに対抗するためサプライチェーンのレジリエンス強化や科学技術の「自立自強」に重点を置いた産業政策を進めており、デレバレッジ（過剰債務の削減）や格差是正などの構造改革を重視する構えもみせている。今後も過度な財政出動で成長率の引き上げを図る可能性は低いと考えられる。

中国事業戦略の立案や経済動向の分析を行う際は、低成長を当然のものとして捉えつつある習政権3期目のスタンスを十分に理解する必要があるであろう。

以上

【参考文献】

- ◆ 鎌田晃輔（2023）「在庫調整にもたつく中国の不動産市場 — 過剰在庫による投資の抑制は2024年いっぱい続く試算 —」みずほリサーチ&テクノロジーズ『Mizuho RT Express』（7月14日）
- ◆ 月岡直樹（2023a）「低迷する中国の消費・企業マインド — なぜ中国の財消費と民間投資は鈍いのか —」みずほリサーチ&テクノロジーズ『Mizuho RT Express』（7月7日）
- ◆ 月岡直樹（2023b）「中国は追加の景気刺激策に慎重姿勢 — 自然体で「+5.0%前後」の成長を目指す構え —」みずほリサーチ&テクノロジーズ『Mizuho RT Express』（5月12日）
- ◆ 月岡直樹・鎌田晃輔（2023）「1～3月の中国経済はサービス消費主導で回復 — 財消費は力強さ欠き、回復ペースの持続性には不透明感 —」みずほリサーチ&テクノロジーズ『Mizuho RT Express』（4月26日）

中国からの訪日客低迷の背景と23年の見通し

— 団体旅行8月再開で約200万人上振れと試算。下振れリスクも —

みずほサーチ&テクノロジーズ
調査部 経済調査チーム
上席主任エコノミスト 坂中弥生
E-mail: yayoi.sakanaka@mizuho-rt.co.jp
TEL: 080-2158-4174

【要約】

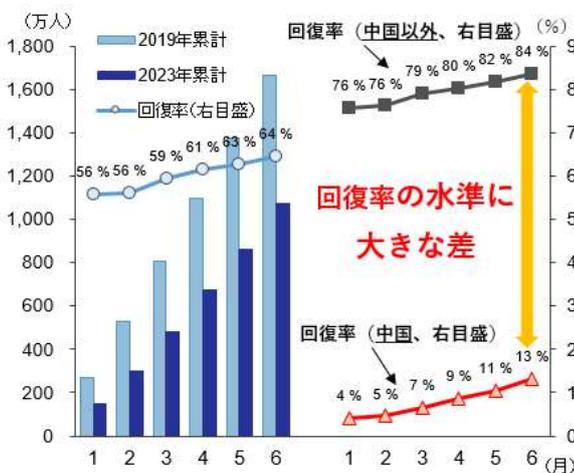
- 2023年の訪日外客数は回復傾向が続いているが、中国からの訪日客は低迷したままだ。
- 中国から日本への団体旅行の8月再開を受けた試算では2023年の中国人訪日客数が447万人（2019年対比47%）まで増加する結果となった。
- 相対的に中国人宿泊者数の割合（2019年）が高く、2023年の中国人宿泊者数が落ち込んでいる岐阜・静岡・山梨・奈良・愛知の5県は、再開による恩恵が大きくなる可能性がある。
- 中国経済減速に伴い訪日中国人客数が試算値を下回るリスクが高まっているほか、日本の人手不足深刻化に伴うインバウンド需要取りこぼしの可能性にも注意が必要だ。

■ 訪日外客数の回復が続く一方、中国からの訪日客は低迷

2023年の訪日外客数は回復傾向が続いているが、中国からの訪日客は低迷したままだ。2023年1～6月累計で見ると、中国以外からの訪日客数は2019年同期間対比で84%となった一方、中国からの訪日客数は同13%にとどまり、回復が大幅に遅れている（図表1）。

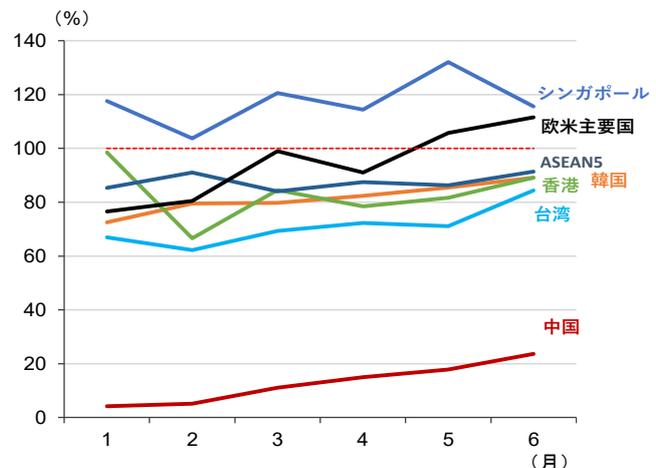
訪日客数の2019年同月対比回復率を国・地域別にみると、訪日客数全体に占める割合が大きい韓国（2023年1～6月累計ベースでシェア29%）、台湾（同17%）、ASEAN5（同14%）の回復率は6月時点で8～9割と高い水準にある。さらに、シンガポール（シェア2%）や欧米主要国（同16%）の回復率は2019年を上回る勢いだ。他方、中国（同6%）は回復傾向にはあるものの、6月時点でも回復率が24%と他国・地域対比で大幅に低い水準である（図表2）。

図表1 訪日外客数の2019年対比回復率
(1～6月累計)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数・出国日本人数」より、みずほサーチ&テクノロジーズ作成

図表2 国・地域別訪日外客数の回復率
(単月、2019年同月比)



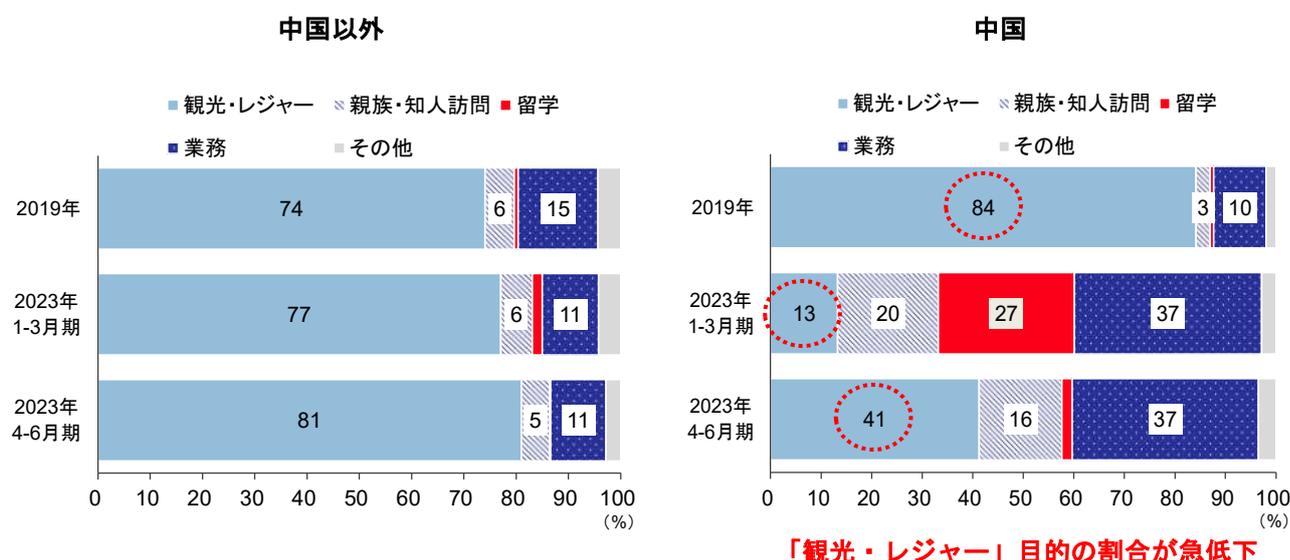
(注) 欧米主要国は、英国・フランス・ドイツ・イタリア・ロシア・スペイン・スウェーデン・フィンランド・デンマーク・ノルウェー・米国・カナダ・メキシコの合算値
(出所) 各種報道より、みずほサーチ&テクノロジーズ作成

中国とそれ以外の国・地域でここまで回復率の水準が違う要因は何であろうか。以下では、中国からの訪日客が低迷する要因と、今後の中国人訪日客数の見通しについて検討する。

■ 中国からの訪日客は「観光・レジャー」目的が激減。日本への団体旅行停止が背景

訪日外国人の主な来訪目的のシェアを確認すると、中国と中国以外で傾向が大きく異なっている。観光庁「訪日外国人消費動向調査」で公表されている主な来訪目的のシェアについて、2019年（年報）と2023年（1～3月期・4～6月期調査）を比較すると、中国以外の国では「観光・レジャー」目的が7割、「業務」目的が1割程度という傾向が変わらない一方、中国では「観光・レジャー」目的の割合が2019年の84%に対して2023年は13%（1～3月期）・41%（4～6月期）と急低下している。その代わりに割合が高まったのが、「業務」（2019年10%→2023年1～3月期・4～6月期ともに37%）や、「親族・知人訪問」（2019年3%→2023年1～3月期20%・4～6月期16%）、「留学」（2019年1%→2023年1～3月期27%・4～6月期2%）だ（図表3）。

図表3 訪日外国人の来訪目的別シェアの変化



「観光・レジャー」目的の割合が急低下

（注）「業務」は、展示会・見本市、国際会議、企業ミーティング、研修、その他ビジネス、の合算値
「その他」は、ハネムーン、学校関連の旅行、スポーツ・スポーツ観戦、イベント、治療・検診、インセンティブツアー、トランジット、その他、の合算値
（出所） 観光庁「訪日外国人消費動向調査」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国からの「観光・レジャー」目的が激減した背景には、中国から日本への団体旅行が停止されていたことがある。中国政府は、2023年1月より段階的に中国国外への団体旅行再開を発表（1月20カ国^{※1}、3月40カ国^{※2}）したが、日本が再開先リストに加えられたのは、8月^{※3}になってからであった。観光庁「訪日外国人消費動向調査」で中国からの訪日客の旅行手配方法を確認すると、「団体ツアーに参加」の割合は27%（2019年）と多数派ではないものの、中国政府が日本向け団体旅行を停止し

※1 中国文化観光部「旅行会社による中国公民の出境団体旅行業務再開の試行に関する通知」（2023年1月20日）
https://zwgk.mct.gov.cn/zfxxgkml/scgl/202301/t20230120_938772.html

※2 中国文化観光部「旅行会社による一部の国（第二弾）への中国公民の出境団体旅行業務再開の試行に関する通知」（2023年3月10日）
https://zwgk.mct.gov.cn/zfxxgkml/scgl/202303/t20230310_940413.html

※3 中国文化観光部「旅行会社による一部の国・地域（第三弾）への中国公民の出境団体旅行業務再開に関する通知」（2023年8月10日）
https://zwgk.mct.gov.cn/zfxxgkml/scgl/202308/t20230810_946592.html

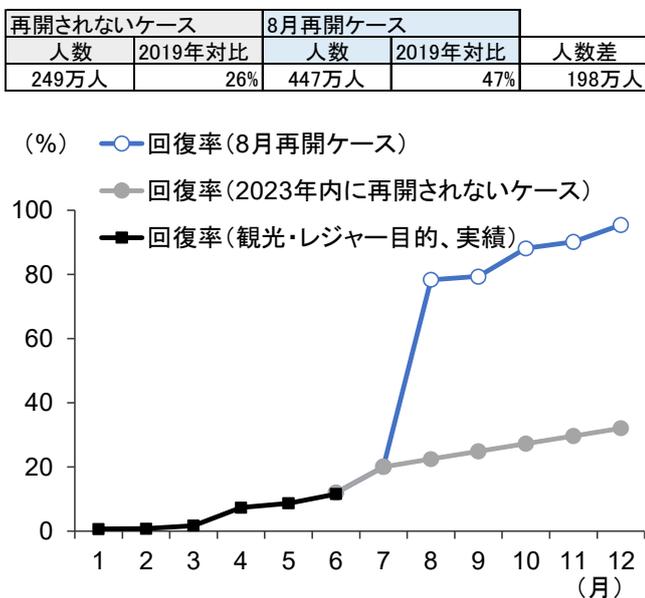
ていたことを受けて、日本への個人旅行も控えられていたようだ。一方で、中国人を対象とした海外旅行に関するアンケート調査（2023年4月）^{※4}によれば、2023年に訪れたい旅行先として、香港・マカオ・タイに続く4位として日本が挙げられており、8月の日本への団体旅行再開を受けて、中国からの訪日客が大幅に増加する可能性がある。

■ 2023年の中国人訪日客数は、団体旅行8月再開により198万人上振れと試算

2023年の中国からの訪日客数について、今後どの程度増加が期待できるのか。日本への団体旅行が2023年内に再開されないケースと8月再開ケースに分けて試算を行った。「観光・レジャー」目的以外での訪日客数については、2019年同月対比の回復率の上昇ペースが2023年末まで継続するとし^{※5}「観光・レジャー」目的については、団体旅行が再開されないケースと再開されるケースで2019年同月対比の回復率に差をつけて試算した。具体的には、再開されないケースは現在の回復率の上昇ペースが12月まで続くとし、8月再開ケースでは再開時点である8月以降の回復率が中国以外の国・地域並みの水準まで上昇すると想定した。

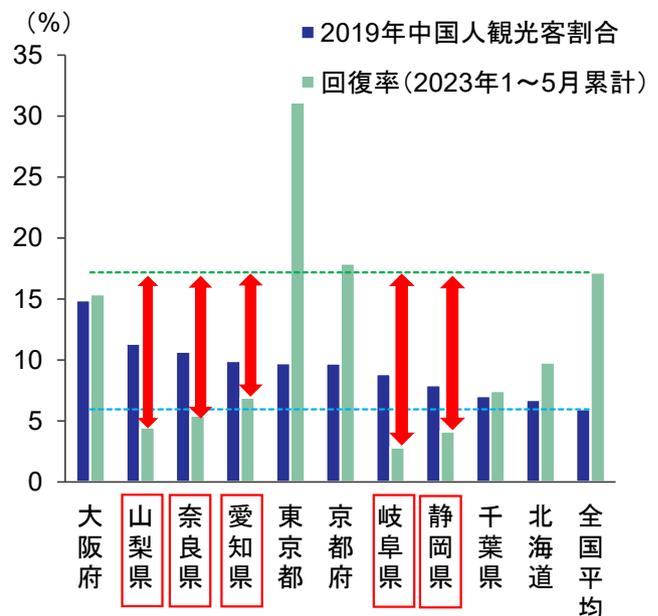
すると、2023年1～12月合計の中国人訪日客数は、団体旅行が再開されないケースでは249万人（2019年対比26%）にとどまる一方、8月再開ケースでは447万人（2019年対比47%）まで増加する結果になった。8月再開ケースでもコロナ禍前の2019年水準を大幅に下回るが、再開されないケースに比べると、「観光・レジャー」目的の訪日客数が200万人近く上振れる計算だ（図表4）。

図表4 中国からの訪日外客数試算結果とケース別回復率の推移（2023年）



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数・出国日本人数」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表5 中国人宿泊者数割合（2019年）と2023年1～5月累計の回復率



(出所) 観光庁「宿泊旅行統計調査」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

※4 Dragon Trail International “Chinese Traveler Sentiment Report: April 2023” 2023年4月26日
<https://dragontrail.com.cn/resources/sentiment-reports/china-traveler-sentiment-report-april-2023>

※5 「親族・知人訪問」目的の回復率は6月の回復率（140%）のままとし、「留学」・「業務」目的の回復率は100%を上限とした。

■ 団体旅行再開で、特に岐阜県・静岡県・山梨県・奈良県・愛知県が恩恵大の可能性

最後に、中国からの団体旅行が再開された場合、日本国内でどの都道府県がその恩恵を受けやすいか検討する。

観光庁「宿泊旅行統計調査」によると、2023年1～5月累計の延べ宿泊者数（従業員10人以上施設）は、全国平均で2019年同期間対比92%と回復が進んでいる。内訳では、日本人宿泊者が同98%、外国人宿泊者は中国以外の国籍が同93%、中国国籍が同17%となっている。全体の約8割（2019年）を占める日本人宿泊者の回復が全体をけん引しているものの、中国人（2019年のシェア6%）の動向が与える影響は小さくない。

宿泊者全体に占める中国人の割合（延べ宿泊者数、従業員10人以上施設）が全国平均を上回る都道府県（2019年）について、2023年の中国人宿泊者数の回復率をみたところ、岐阜県（3%）・静岡県（4%）・山梨県（4%）・奈良県（5%）・愛知県（7%）の5県が、全国平均（17%）を10%Pt以上下回っていた（図表5）。相対的に中国人宿泊者数の割合（2019年）が高く、2023年に入ってから中国人の宿泊者数が落ち込んでいるこの5県では、団体旅行再開により中国からの訪日客数が拡大すると、特にその恩恵が大きくなる可能性がある。

ただし、諏訪・小野寺（2023）や酒井他（2022）が指摘するように、日本ではサービス業を中心とした人手不足が深刻化しており、今後、訪日客の増加に対して日本側のサービス供給が追い付かず、インバウンド需要の取りこぼしが発生することもあり得る。一方、足元で中国経済の減速感が強まっていることを踏まえると、団体旅行再開後も中国人の訪日需要が勢いを欠き、訪日中国人客数が本稿の試算値を下回るリスクにも注意が必要だ。今後のインバウンド戦略を考えていくうえでは、宿泊・飲食業といった関連産業の人手不足への対応に加えて、中国経済の動向にも十分配慮する必要があるだろう。

以上

【参考文献】

- ◆ 諏訪健太・小野寺莉乃「今春から中国人観光客の回復本格化へ～航空産業やサービス業の人手不足が課題に～」みずほリサーチ&テクノロジーズ『Mizuho RT EXPRESS』、2023年2月7日
- ◆ 酒井才介・風間春香・小野寺莉乃・諏訪健太・中信達彦（2022）「人手不足がサービス業の回復の足かせに ～価格転嫁力の弱い企業は苦境に。サービスの高付加価値化が鍵～」みずほリサーチ&テクノロジーズ『Mizuho RT EXPRESS』、2022年10月18日

中国における生成 AI の創発ブームと AI 産業の発展動向

みずほ銀行 中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

E-mail: yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

T E L : 03-5220-8729

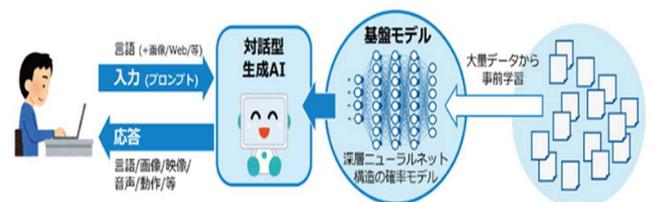
【 要約 】

- ChatGPT が昨年 11 月に公表されてから 1 年も経っていないが、中国では早くも生成 AI の創発ブームが起きており、AI・テック企業を中心にプロダクト・サービスの開発が活発になっている。
- 中国政府は早いタイミングで生成 AI の管理規則を公布・施行したが、生成 AI の発展にブレーキをかけるというよりも秩序ある管理可能な発展を目指すことが基本姿勢となっており、非常に前向きな姿勢である。
- 同分野では米中の研究開発力と成長力が突出しており、今後生成 AI の開発利用においても異業種間や内外企業間に新たな協業や提携の可能性が期待される。

1. はじめに

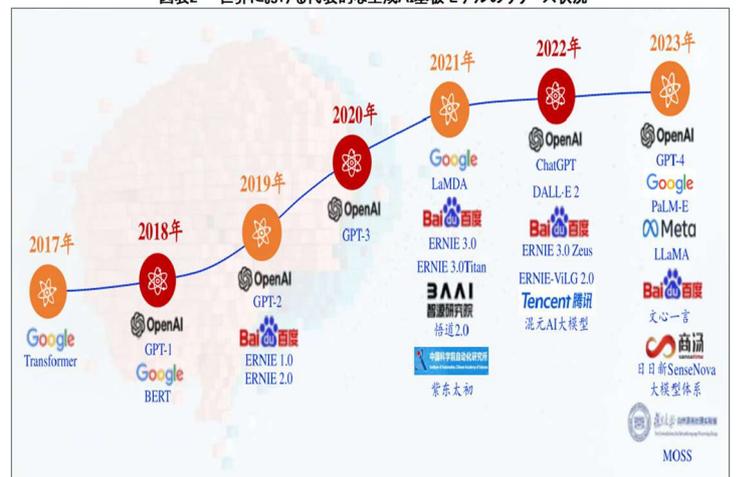
アメリカの新興企業オープン AI 社が開発した対話型 AI サービス ChatGPT が昨年 11 月に公表されて以来、世界の AI 業界と社会各分野にさながら一大旋風を巻き起こし、今やその基本原理を表す生成 AI の用語で一般化され、人々の関心と興味を高めている。ChatGPT とは、チャット生成 AI のことで、それまでの AI と比べて自然な返答、情報元のデータが大規模で、文脈を理解したり、新たな文章やアイデアを生成できることが特徴となっている（図表 1）。オープン AI 社はリリースからわずか 2 か月で 1 億人のユーザーを獲得し、2023 年 3 月には、ChatGPT に使用された大規模言語モデル GPT3.5 の後継 GPT4.0 も公開され、回答性能の大幅な向上や、画像と言語を組み合わせる処理できるマルチモーダル性などにより、社会にさらなる衝撃を与えた。同社の後を追って生成 AI の汎用モデルを提供するプレイヤーや特化型モデル、アプリケーション、ツール／教育関連サービス、それらを支えるコンピューティング（クラウドインフラ／半導体）の各レイヤーに対応するプレイ

図表1 対話型生成AI(Chat GPT)のシステム見取り図



資料)国立研究開発法人科学技術振興機構 CRDS 研究開発戦略センター「人工知能研究の新潮流2～基礎モデル・生成AIのインパクト～人工知能研究の新潮流2～基礎モデル・生成AIのインパクト～New Trends in Artificial Intelligence Research」より引用。

図表2 世界における代表的な生成AI基盤モデルのリリース状況



資料)中国互联网协会、中国软件行业协会「2023年全球生成AI产业研究报告」より加工引用。

ヤーが現れ、基盤モデルの動向を注視しながらプロダクトやサービスが展開されている。生成 AI の技術は昨年のオープン AI 社の発表までに待つことなく、すでに 2017 年からグーグル社などより創発されており、中国においても百度社などが 2019 年にリリースしている(図表 2)。また中国政府系シンクタンク・中国信通院の 2022 年 9 月発表の専門白書においてももっぱら生成 AI の技術特徴と企業開発の状況などを紹介し

ており、中国では相当早い時点から同技術の開発発展に関心を持ち、企業の取り組みも早かったように思われる。これは近時に公表された世界の多様な生成 AI の基盤モデルの中に中国企業名が多く顔をのぞかせていることからもうかがえるであろう(図表 3)。

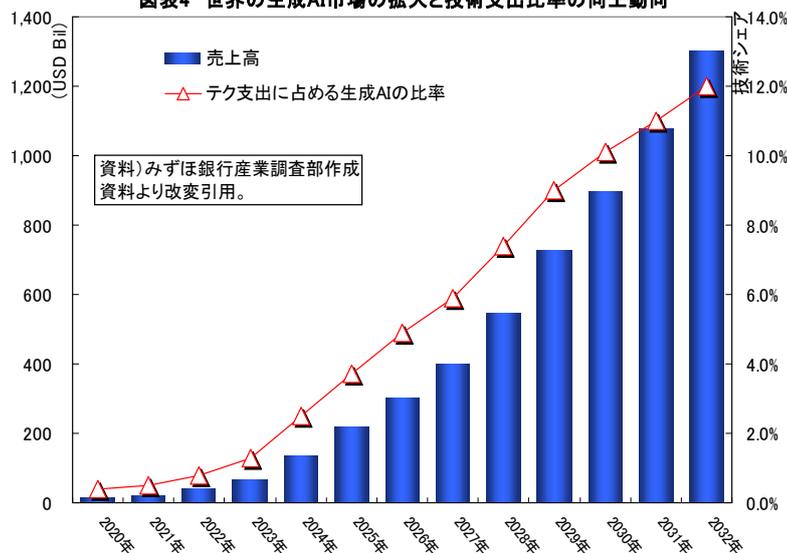
このように、きわめて短い期間に世界の多くの企業参入を招いた背景には、同技術のさらなる成長可能性や関連市場の潜在性の大きさにあることは言うまでもない。生成 AI 市場は高成長が見込まれており、Bloomberg によれば、今後 10 年に渡ってブームとなり、2032 年までに売上高ベースで 1 兆 3,000 億ドル(約 180 兆円)規模(年平均 42%のペース)に大きく成長する見通しで、テク支出に占める生成 AI の比率も高まっていく見込みである(図表 4)。図表 5 は中国の調査会社の発表による世界の生成 AI 関連の投融資金額と案件数の推移と予測であるが、新たな ChatGPT ブームの到来により、新たな生成 AI 関連の投融資の拡大が期待されている。

図表 3 日ましに増えてくる生成 AI 大規模言語基盤モデル(企業名とモデル名左右列対応)

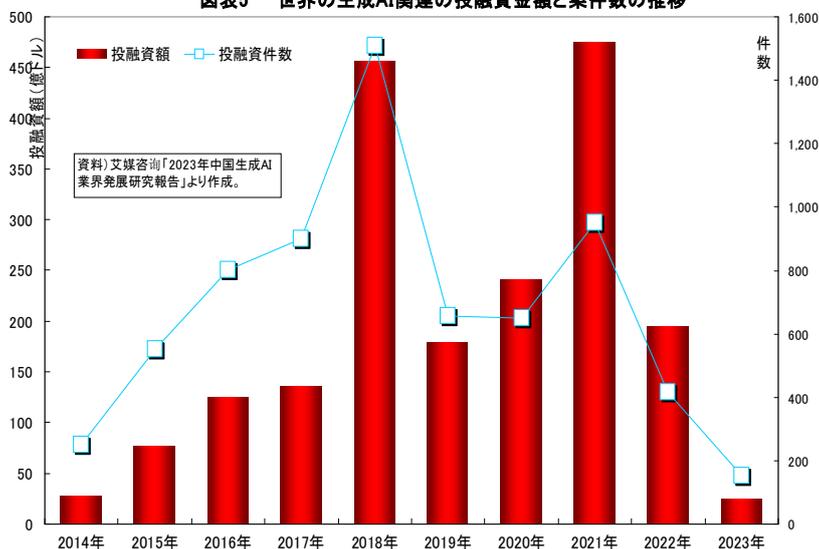
ロゴ・社名	大規模モデル	ロゴ・社名	大規模モデル	ロゴ・社名	大規模モデル
Meta	LlaMA	字节跳动	—	Microsoft	微软、微软亚洲研究院 Megatron Turing (&英伟达、NUWA(&北大))
google	PaLM	OpenGVLab (商汤平台)	基于书生的超高效预训练模型	北京智源人工智能研究院	恒道 2.0
商汤科技 (&上文等)	书生 (INTERN)	清华大学	GLM-130B, CokeBert (&腾讯)	京东	—
北京大学	鹏程 盘古 α (&鹏程&华为) (资料少、不确定含北大)、 NUWA (微软亚洲)	DeepMind	Gopher	oppo	OPPO OBERT
NVIDIA 英伟达	NeMo LLM	idea 智库 粤港澳大湾区数字经济研究院 (IDEA研究院)	二郎神	中国科学院	紫东太初
inspur 浪潮	源1.0智能大模型	美团	—	华为云	鹏程 盘古 α (&鹏程&华为)
奇点智源	SkyCode多语言开源编程大模型	澜舟科技	孟子	Tencent 腾讯	混元AI大模型
追一科技	ReFormerV2	快手	—	百度	文心一言
鹏程实验室	鹏程 盘古 α (&北大&华为)	OpenAI	GPT-4	云从科技	SemBERT (&上海交通大学)
Alibaba 阿里巴巴 达摩院 智能计算实验室	M6、"通义"大模型	LINKER 联汇科技	OmModel		

資料) 人工智能科学家刘志毅「大模型时代: 生成式 AI 发展与科技创新范式」より加工引用。中国語社名はそのまま保留とした。

図表 4 世界の生成 AI 市場の拡大と技術支出比率の向上動向



図表 5 世界の生成 AI 関連の投融資金額と案件数の推移



2. 強化される中国政府の監督管理政策の背景

こうした内外企業による積極的な事業参入や各業界からの関心拡大の中で中国政府の生成 AI に関する姿勢が注目されてきたが、以下では中国政府の生成 AI に関する政策を、中国政府の人工知能に対する監督管理の方針展開の流れの中で総合的に整理・紹介したうえで、中国の人工知能の産業育成策を重点的に取り上げる。それを踏まえて中国人工知能の発展成果と課題および今後の政策と市場動向を展望してみたい。

すでに周知されているように、中国の国家インターネット情報弁公室は国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部、国家広播電視総局と連名で、今年7月13日に「生成 AI サービス管理暫定弁法」（以下「管理規則」）を公表した。管理規則は「インターネット安全法」（2017年6月実施）、「データ安全法」（2021年9月実施）、「個人情報保護法」（2021年11月実施）などに基づいたものであり、生成 AI の活用と普及を支援するとしつつ、生成 AI サービスの提供などに関する規制も明記した。同管理規則は8月15日より実施された。米オープン AI が開発した対話型 AI ソフト ChatGPT が世界的に話題になっている中、データ安全や個人情報の保護、違法・有害情報の流通などへの懸念も高まり、米国に加え、欧州各国の規制当局はオープン AI に対する調査に乗り出しており、中国政府も生成 AI の利用に関するリスクを意識し、国家安全・社会公益の保護と生成 AI の健全な発展の両立に向けた法整備に取り組んでいる。管理規則のパブリックコメントは今年4月に公表され（図表6のNo.9）、意見の公開募集が実施された。さらに『人工知能法』も既に国務

図表6 中国の近年における人工知能監督管理政策・規則の展開

No.	公布年月	政策・法令の名称	作成・公布機関	政策の骨子
1	2019年6月	次世代人工知能ガバナンス原則：責任ある人工知能の発展	国家次世代人工知能治理専門委員会	人工知能ガバナンスのための枠組みと行動指針を明記、プライバシーの尊重、安全で制御可能、機敏な管理を含む8原則を提起
2	2020年7月	国家次世代人工知能標準体系建設指南	国家標準管理委員会など5部門	人工知能に関する標準システムと枠組みの整備実施を明示
3	2020年12月	法治社会建設実施綱要（2020～2025年）	党中央	2025年までに解決すべき一連の社会的法律的問題を列記し、初めて措置行使によってレコメンドアルゴリズムとディーフェュークの問題解決を提起
4	2021年8月	インターネット情報サービスアルゴリズムなどの管理規定	網信弁など4部門	初めてレコメンドアルゴリズムに対する制約的立法を施したもので、多方面に関する制約条文が含まれ、アルゴリズムの影響を受けた人への保護などを明記し、未来法規におけるアルゴリズムの登録制度を整備
5	2021年9月	次世代人工知能倫理規範	国家次世代人工知能治理専門委員会	倫理道徳を人工知能のライフサイクルに融合させ、人工知能の従事者（自然人）と法人およびその他の関係機関に倫理の手引きを提供し、人工知能に対する制御とシステムの最終責任履行などが含まれる
6	2021年9月	インターネット情報サービスとアルゴリズムガバナンスの強化に関する指導意見	網信弁など9部門	網信弁をリーダーに、複数の政府部門間の連携により2024年のオンラインアルゴリズムの監督管理に総合的な指針を提起
7	2022年3月	科学技術における倫理的ガバナンスの強化に関する意見	党中央、国務院	新時代における中国の科技倫理事業に対し、全面的系統的な手配を行い、重点的に科学者と技術開発者における内部道徳と管理体制を重視し、人工知能と生命科学および医学が特別に関心注意の3領域とされた
8	2022年11月	インターネット情報サービス深度合成管理規定	網信弁、工信部、公安部	生成テキスト、画像、音声などの人工知能のアプリケーションに対し、管理意見を提起し、フェイクニュースの生成禁止と生成内容の標記義務を明記
9	2023年4月	生成型人工知能サービス管理暫定弁法（意見聴取稿）	網信弁	次項政策のバブコメとして公布され、比較的短い期間において社会に意見聴取を実施
10	2023年7月	生成型人工知能サービス管理暫定弁法	網信弁など7部門	発展と安全を共に重視し、イノベーション促進と法による監督管理の結合を原則に、有効な措置による生成AIの発展を奨励し、生成型AIサービスに対し、寛容かつ慎重のおよび分類的な管理監督の実施を明記

資料）中国政府公式サイト及び各種報道より作成。ただし、同表はすべての関連政策を包含するものではない。

図表7 中国の生成AIサービス管理暫定規則の主な内容

No.	項目	内容	条目
1	適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 生成AI技術を利用し、中国本土の大衆に対し文章や画像、音声、映像などのコンテンツを提供するサービスが適用対象となる。 業界団体や企業、教育・研究機関、公共文化施設、専門機関などが研究開発に生成AI技術を利用する場合は、中国本土の大衆に対し生成AIサービスを提供しなければ、適用対象外とする。 	第2条
2	サービスの提供と利用	<ul style="list-style-type: none"> 生成AIサービスの提供・使用する際に法令規則や社会倫理と道徳を尊重し、以下の規定を遵守しなければならない。 ① 社会主義の核心価値観を堅持し、国家政権の転覆、社会主義制度の転覆、国家安全と利益への危害、国家イメージへの損害、国家分裂の扇動、国家統一と社会安定の破壊、テロ、過激主義の宣伝、人種的憎悪や民族差別の宣伝、暴力、わいせつ、ポルノ及び虚偽有害情報などの法令規則が禁止する内容を生産してはならない。 ② アルゴリズムの設計、訓練データの選択、モデルの生成と最適化、サービスの提供などにおいて民族、信仰、国籍、地域、性別、年齢、職業、健康などの差別を防止するために有効な措置を取る。 ③ 知的財産権、商業道徳を尊重し、営業秘密を保持し、アルゴリズム、データ、プラットフォームなどの優位性を利用し、独占と不正競争行為を実施してはならない。 ④ 他人の合法的權益を尊重し、他人の心身健康を危害してはならず、他人の肖像権、名誉権、著作権、プライバシーと個人情報保護の權益を侵害してはならない。 ⑤ サービスの種類・特徴に基づき、生成AIサービスの透明性と生成内容の正確性、信頼性を高めるために有効な措置を取る。 	第4条
3	AIの活用支援	<ul style="list-style-type: none"> 各業界・領域における生成AI技術のイノベーションと応用を奨励し、ポジティブで健康的、良質なコンテンツを生成し、応用シーンの最適化を模索し、応用システムを構築する。 生成AI技術のイノベーション、データ資源の整備、実用化、リスク対策などの方面で業界団体と企業、教育・研究機関、公共文化施設、専門機関などが連携することを支持する。 生成AIのアルゴリズム、フレームワーク、チップ及び関連ソフトウェア・システムなどに関する技術の革新、国際交流と協力の展開、生成AI関連国際ルールの策定への参加を奨励する。 生成AIインフラと公共訓練データ資源プラットフォームの整備を推進する。計算力と公共訓練データ資源の共有を促進する。品質の高い公共訓練データ資源を拡大する。安全で信頼性の高いチップ、ソフトウェア、ツール、計算力、データ資源の採用を奨励する。 	第5～第6条
4	訓練データの処理	<ul style="list-style-type: none"> 生成AIサービスの提供者（以下、サービス提供者）が法に基づき、事前学習と下流タスクなどの訓練データの処理を実施する際、以下の規定を遵守しなければならない。 ① 合法的なソースを有するデータと基礎モデルを使用する。 ② 知的財産権に係る場合、他人が法により享有する知的財産権を侵害してはならない。 ③ 個人情報に係る場合、個人の同意を得なければならない。または法令規則が定められたその他の要件に適合する。 ④ 訓練データの品質を向上させるために有効な措置を取り、訓練データの真実性、正確性、客観性、多様性を高める。 ⑤ 「インターネット安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」などの法令規則が定められたその他の規定など。 	第7条
5	サービス提供者の義務	<ul style="list-style-type: none"> 各業界・領域における生成AI技術のイノベーションと応用を奨励し、ポジティブで健康的、良質なコンテンツを生成し、応用シーンの最適化を模索し、応用システムを構築する。 生成AI技術のイノベーション、データ資源の整備、実用化、リスク対策などの方面で業界団体と企業、教育・研究機関、公共文化施設、専門機関などが連携することを支持する。 生成AIのアルゴリズム、フレームワーク、チップ及び関連ソフトウェア・システムなどに関する技術の革新、国際交流と協力の展開、生成AI関連国際ルールの策定への参加を奨励する。 生成AIインフラと公共訓練データ資源プラットフォームの整備を推進する。計算力と公共訓練データ資源の共有を促進する。品質の高い公共訓練データ資源を拡大する。安全で信頼性の高いチップ、ソフトウェア、ツール、計算力、データ資源の採用を奨励する。 	第9条～第14条
6	監督管理	<ul style="list-style-type: none"> 各業界・領域における生成AI技術のイノベーションと応用を奨励し、ポジティブで健康的、良質なコンテンツを生成し、応用シーンの最適化を模索し、応用システムを構築する。 生成AI技術のイノベーション、データ資源の整備、実用化、リスク対策などの方面で業界団体と企業、教育・研究機関、公共文化施設、専門機関などが連携することを支持する。 生成AIのアルゴリズム、フレームワーク、チップ及び関連ソフトウェア・システムなどに関する技術の革新、国際交流と協力の展開、生成AI関連国際ルールの策定への参加を奨励する。 生成AIインフラと公共訓練データ資源プラットフォームの整備を推進する。計算力と公共訓練データ資源の共有を促進する。品質の高い公共訓練データ資源を拡大する。安全で信頼性の高いチップ、ソフトウェア、ツール、計算力、データ資源の採用を奨励する。 	第19条と第20条

資料）みずほ銀行（中国）有限公司中国アドバザリー一部（2023年7月21日）「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第670号）」（<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cn/bd/express/pdf/R419-0723-XF-0105.pdf>）より引用。一部修正あり。

院の23年立法作業計画に組み入れられたとも伝えられている。管理規則は、生成AIサービスに対し分類や等級付けの監督管理を実施するとしている(図表7)。なお、外資による生成AIサービスへの投資については、外商投資関連法令規則に適合しなければならないとされている。

中国における生成AIに対する監督管理政策については以下で紹介する中国の人工知能育成政策の展開と強化の動向と合わせて見れば、より理解しやすいと思われる。

3. 中国のAI育成促進策の展開とAI産業の発展動向

中国政府はむしろ非常に早い時点から重要な新興産業である人工知能の産業化育成を重視し、政策展開(図表8)と体制強化に取り組んできた。その背景には同産業を中国の製造強国の重要戦略である「中国製造2025」に連動させる取り組みがカギを握るものとされ、2017年に公布された「次世代人工知能中長期発展計画」(図表8のNo.13)は「中国製造2025」と同様に2035年までに3段階の発展目標を掲げている(図表9)。第1段階として、2020年までにAIの全般的技術、応用技術を世界の先端水準に向上させ、AI産業を新たな重要経済成長点とすることを目指している(AIのコア産業の売上高1,500億元、関連産業1兆元以上に)。第2段階の目標として、2025年までにAI基礎理論研究について重大なブレークスルーを成し遂げ、一部の技術・応用技術において世界をリードするレベルに引き上げ、AI産業のレベルアップを図り、経済構造転換の主な原動力にすると謳っている。

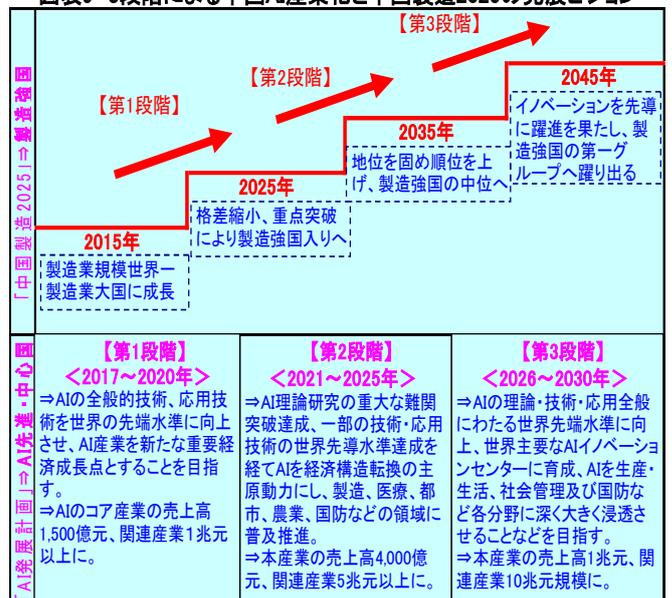
具体的に、中国のAI産業をグローバル・バリューチェーンに組み入れ、製造、医療、都市、農業、国防などの領域において広く普及させ、AIのコア産業の売上高4,000億元、関連産業の売上高5兆元以上の規模に育成することを旨とする。更に第3段階として、2030年までにAIの理論、技術、アプリケーションなどの全般にわたって世界をリードする水準に引き上げ、世界の主要なAIイノベーションセンターになることなどを目標としている。第3段階の具体的なイメージとして、AIを生産・生活、社会管理及び国防などの各分野に対して深く大きく浸透させ、コアテクノロジーや核心的システム、AIを利用した産業チェーン、ハイエンド産業のク

図表8 中国の人工知能発展促進関連政策の展開

No.	関連政策・計画の名称	公布機関	公布年月
1	「中国製造2025」の公布に関する通知	国務院	2015年5月
2	“インターネット+”アクション積極推進に関する意見	国務院	2015年7月
3	「中国製造2025」重点領域技術ロードマップ	国家製造強国戦略建設諮問委員会	2015年10月
4	ロボット産業発展計画(2016-2020年)	発改委	2016年5月
5	製造業昇級改造重大工程パッケージの実施に関する意見	発改委、工信部	2016年5月
6	“インターネット”+人工知能3年行動計画	発改委、科技部、工信部など	2016年5月
7	製造業とインターネットの融合発展の深化に関する意見	国務院	2016年5月
8	国家創新駆動発展戦略綱要	国務院	2016年5月
9	国家情報化発展戦略綱要	国務院	2016年7月
10	国家“13・5”科学技術創新計画(2016~2020年)	科技部	2016年8月
11	「中国製造2025」5大プロジェクト	発改委工信部	2016年8月
12	“13・5”国家情報化計画	国務院	2016年12月
13	次世代人工知能中長期発展計画	国務院	2017年7月
14	次世代人工知能発展促進に関する3年行動計画計画	工信部	2017年12月
15	人工知能と実体経済の深い融合的発展の促進に関する指導意見	中央深改委	2019年3月
16	国家次世代人工知能標準体系建設指南	発改委など6部門	2020年7月
17	国家次世代人工知能創新発展試験区建設工作指南(改定版)	科技部	2020年9月
18	第14次5か年計画及び2035年遠景目標綱要	全人大	2021年3月
19	全国一体化ビッグデータセンター協調創新体系算力樞紐实施方案	発改委など4部門	2021年5月
20	新型データセンター発展3か年行動計画(2021~2023年)	工信部	2021年7月
21	“十四五”国家情報化計画	網信委	2021年12月
22	シナリオ創出の加速と人工知能による高水準応用による質の高い経済発展に関する指導意見	科技部など6部門	2022年7月
23	次世代人工知能の応用シンの建設支援に関する通知	科技部など7部門	2022年8月

資料) 中国政府WEBサイトより作成。注) 同表はその他の関連策や地方別の対応策を含まない。

図表9 3段階による中国AI産業化と中国製造2025の発展ビジョン



資料) 中国政府WEBサイト掲載「中国製造2025」及び「次世代人工知能中長期発展計画」より作成。

ラスターを形成し、AIのコア産業の売上高1兆元、関連産業の売上高10兆元以上の規模に育成するというように描かれている。この人工知能中長期発展計画に則ってこれまで3か年のアクションプランや実体経済へのAI融合促進、AI標準システムの整備強化、統合的なビッグデータセンターの整備及びAI利用拡大に関する政策方案が相次いで策定・実施され、人工知能産業の総合的な発展に取り組んできた。

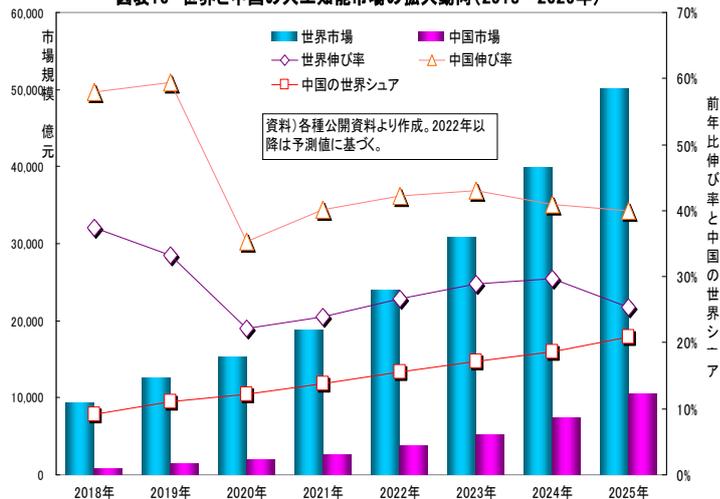
以下では主に3つの図表(図表10、11、12)を通じて中国人工知能産業の成長・拡大動向を見て、中国人工知能の政策効果を確認したい。

図表10は世界の人工知能市場よりも中国の人工知能市場が大幅に上回るスピードで成長していることが確認できる。図表11は中国人工知能産業の強みを端的に示すデータ演算力の拡大を示している。また図表12から産業チェーン・サプライチェーンの各層に分布している中国AI企業の主力企業を確認することができる。一部のリーディングカンパニー(アリババ、テンセント、華為、百度など)が各層にも総合的に事業展開していることが分かる。

2018年6月現在、世界の人工知能企業数は4925社あり、米国は2028社、中国(本土のみ)は1011社、それぞれ世界の41%、20.5%を占めるが、また世界の人工知能企業数上位20都市で見ても、アメリカ9都市、中国は4都市がランクインするが、ここでもやはり米中がトップ2を占めることになる。中でも北京は世界で人工知能企業の最も多い都市(395社)となっており、2位のサンフランシスコの287社を大きく上回り、また上海市は世界で4番目に多い230社のAI企業を有する^{※1}。

以上から中国は既に米国に次ぐ世界2番

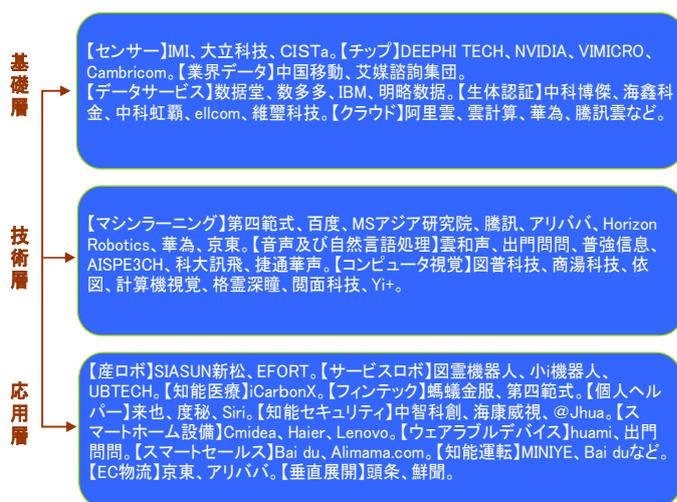
図表10 世界と中国の人工知能市場の拡大動向(2018~2025年)



図表11 中国におけるデータ演算力の拡大動向(2016~2022年)



図表12 中国AIサプライチェーン各層別の一部主要企業



資料) 艾媒諮詢「中国人工知能産業專題研究報告」ほかより作成。

※1 むろん、これらの数字は騰訊研究院「中美人工知能之比較分析中美人工知能之比較分析」

(https://ai.cumt.edu.cn/_local/2/8E/E0/9A67C48F9EEC18C1829A229284F_FEF03BCA_4299EE.pdf)で紹介された2018年6月時点のデータであるので今はさらに増えていると思われる。

目の人工知能大国に成長していると言えるが、このことはAI技術が近年に急速に発展した領域であるとともに、これらを取り巻くデジタル領域において既に優位な立場にあることと無関係ではなく、更に中国政府（地域政府含む）による早い時期から総合的な育成促進策による後押しもプラスに働いたと思われる。その意味で生成AIという新しい技術は中国のAI企業にとっても新たな発展のチャンスを提供するものであり、これを最大限に生かすべきであることは官民に共有しやすい認識であろう。

4. 突出した米中の研究開発力と成長力

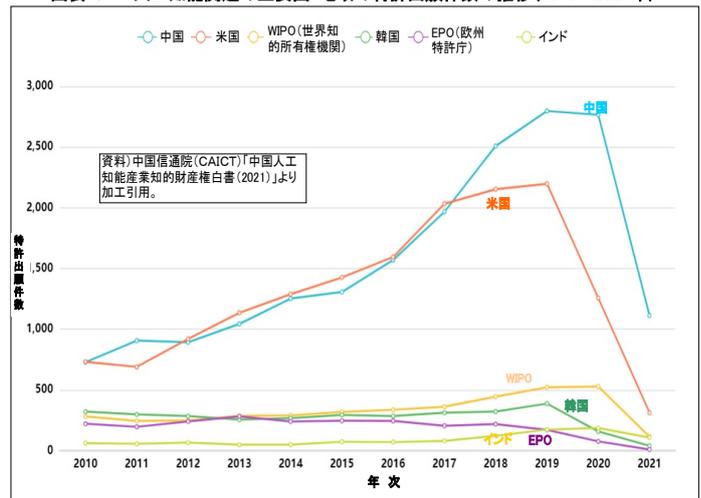
中国のAI産業は非常に短い期間の中で急速に規模拡大と業容を構築したが、他の多くの伝統的な産業よりも技術面や研究開発力において世界的にも充実した成長を遂げていることが言える。この分野は世界で米国に次ぐユニコーン企業数を輩出し、多くの投融資を受けて、新しい製品やサービスを開発し積極的に技術特許の出願を行っている。

以下ではイノベーションにかかわる重要指標である特許出願件数と論文発表本数の推移を中心に中国と世界主要国・地域と比べてみる。

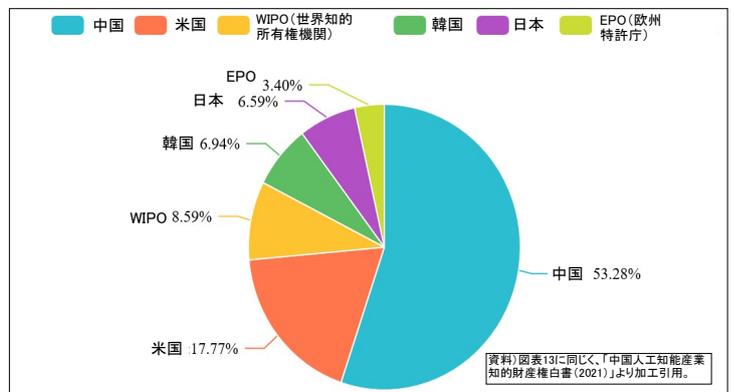
まず**図表 13** にみるように、中国の人工知能関連の特許出願数は「中国製造 2025」公布（2015年5月）の翌年（2016年）、「次世代人工知能中長期発展計画」公布の年（2017年）に急速に増加しており、2019年にピークを迎えるが、2位以下のアメリカなどを大きく超えている。

複数種類の特許のいずれも合計数では中国が最大の割合を占めるが、中でも生成AIの技術と深い関連のあるAI音声識別特許出願数では中国は世界全体の53.2%を占め（**図表 14**）、自然言語処理分野の出願数では中国が世界の46.4%を占めている（**図表 15**）。これらも2位のアメリカを大きく上回る。無論特許出願数と特許取得数はイコールではないが、両者は極めて高い相関関係があることは一般的であり、実際にも中国企業はAIの画像技術だけでなく、AIの音声識別や言語識別技術においても進んでいることは確かで、その背景

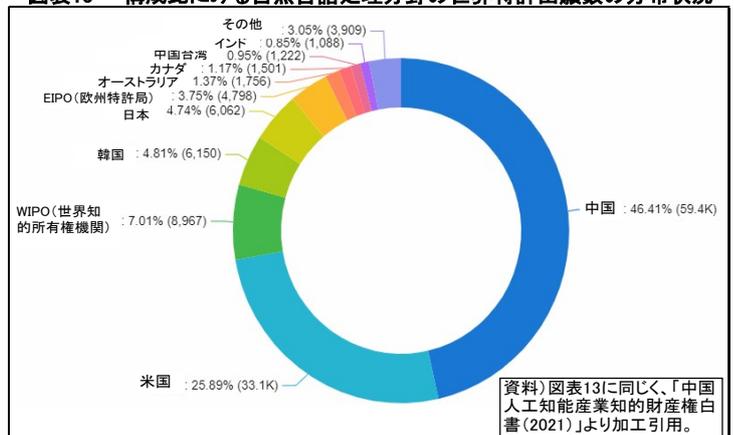
図表 13 人工知能関連の主要国・地域の特許出願件数の推移(2010~2021年)



図表 14 構成比にみる世界のAI音声識別関連技術特許の出願動向



図表 15 構成比にみる自然言語処理分野の世界特許出願数の分布状況



には中国におけるデータ資源がもっとも豊富であり、人工知能の深層学習による機能向上にも有利に生かされているからである。

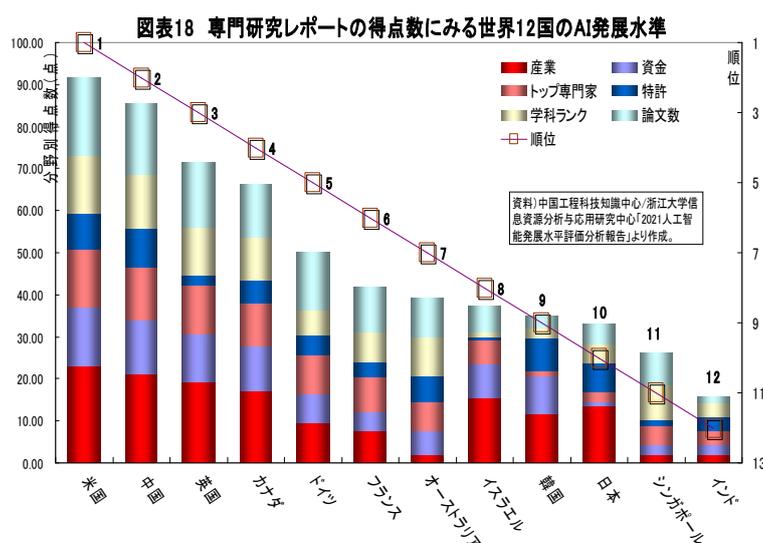
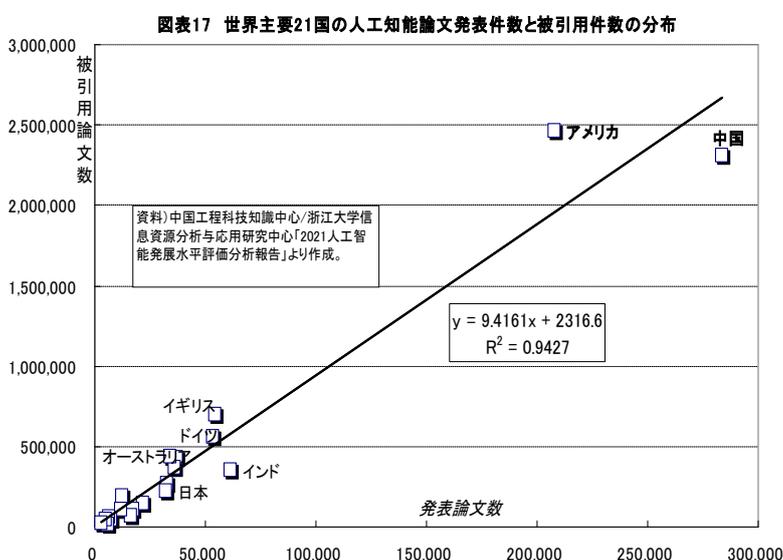
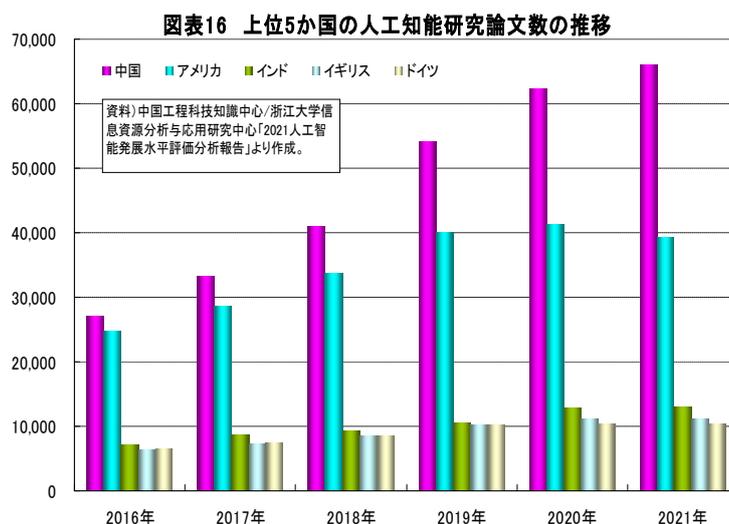
次に、人工知能関連の研究論文の発表数と被引用数の状況を見てみよう。

近年の中国国際論文発表数の伸長にふさわしく、人工知能分野の中国の研究論文の発表数も近年顕著に増加しており、2位のアメリカとの差はさらに拡大している状況である（図表16）。

図表17は上記主要5カ国を含む主要20カ国の人工知能研究論文発表本数と同被引用数（2017～2021年合計）をプロットしているが、中国は論文発表数ではアメリカを大きく超えている（図表17の横軸）のに対し、論文被引用数（縦軸）ではアメリカを下回っており、アメリカの論文が中国より影響力が高いものと見られる。このことについては中国も認識しており、自国論文の影響力を高める必要と余地があると指摘されている※2。

人工知能研究水準の総合評価（合計得点数）では米中両国が突出していることは複数回の研究報告で変わらず（図表18）、今後人工知能分野の研究においても米中の競争が更に激化することが推察される。

ここで日本の人工知能研究についてであるが、特許件数等において米中には及ばないものの、特定の分野、特に認知発達ロボティクス分野（図表19）においては非常に進んでいることが認められる。日本としてはこういった特定分野の強みを活かし、米中との相互補完性や



※2 中国工程科技知識中心/浙江大学信息資源分析与应用研究中心「2021人工知能發展水平評価分析報告」。同報告書では21か国の2017～2021年分の論文平均引用回数は8.73回であるのに対して米国は4位の11.84回、中国は12位の8.15回（平均以下）となっていることが明らかにしている。因みには1位はシンガポールの15.0回、韓国は11位の8.24回、日本は14位の6.92回となっている。

事業提携の可能性が示唆される。

もともと応用展開に強みを持つ中国の人工知能産業は ChatGPT の誕生を契機に、正に新たな発展と拡大の時代を迎えており、冒頭でふれたように多数の企業が生成AIの新事業に積極的に参入された所以であろう。

図表19 AI研究開発状況における国際比較(主要5カ国・地域)

国・地域	日本		米国		欧州		中国		韓国	
	基礎	応用								
①知覚・運動系のAI技術	○/	○/	○/	○/	○→	○/	○/	○/	△→	△/
②言語・知識系のAI技術	○/	○→	○→	○/	○→	○→	○/	○/	△→	○/
③エージェント技術	○→	○/	○→	○→	○→	○→	○/	○/	△→	△→
④AIソフトウェア工学	○/	○/	○/	○/	○/	○/	○/	○/	x→	x→
⑤人・AI協働と意思決定支援	○/	○/	○/	○/	○/	○/	○/	△→	△→	△→
⑥AI・データ駆動型問題解決	○/	○/	○/	○/	○/	○→	○→	○/	△→	○→
⑦計算脳科学	○→	○→	○→	○→	○→	○→	○/	○/	○→	○→
⑧認知発達ロボティクス	○/	○/	△→	△\	○→	○→	△\	△\	△\	△\
⑨社会におけるAI	○→	○/	○→	○→	○→	○→	△→	△→	△→	△→

資料) 国立研究開発法人科学技術振興機構 CRDS 研究開発戦略センター「人工知能研究の新潮流2～基盤モデル・生成AIのインパクト～人工知能研究の新潮流2～基盤モデル・生成AIのインパクト～」より引用。

5. 新たな発展への挑戦と将来展望 (結びに代えて)

冒頭でも触れた世界の生成 AI 市場の拡大展望と同様に、中国における生成 IA 市場の成長ぶりも非常に急速な増勢と予測されており (図表 20)、2025 年に 805.8 億元、2028 年には約 3.5 倍の 2767.4 億元に拡大するとされている。

この新しい市場における企業成長と業容拡大を見込んで中国ではあたかも生成 AI の起業ブームが起きており、既存の人工知能企業やテック企業だけでなく、異業種などによるスタートアップ創業も増えており、異業種企業間の事業提携も活発に見られている。また、すでに積極的に生成 AI 事業に参入している代表的な企業の事業展開も非常に前向きであり、世界勢に引けをとらないよう、短い期間に新しい製品モデルを相次いで打ち出している (図表 21)。

ChatGPT は人工知能の深層学習による成果物であり、また AI 企業のたゆまぬイノベーション実践の成果でもあるが、その可能性やリスクもともに高いとも見られているが、中国では基本的に発展と安全の両方を重視した姿勢が上記で紹介した政府文書で明確に示されており、秩序立て

図表20 中国における生成AI市場の成長予測



図表21 中国生成AI業界の代表事例にみる基盤モデルの多様化と急速な性能向上

タイプ	企業名	企業紹介	モデル名	発表時期	注目動向
ITシステム構築型	アリババ	設立時間: 1999年 リーディング領域: EC、決済、クラウドサービス	「通義千問」(Tongyi Qianwen)	2023年4月7日	自社サービスとの融合と消費者向け市場の強化 ・6月1日、「通義千問」を搭載したAIアシスタント「通義曉悟」をリリース ・音声や動画をリアルタイムでテキストに変換するほか、話者やセクショングに要点をまとめることができる ・消費者向けのオンライン教育など様々な利用シーンが想定される
	百度	設立時間: 2000年 リーディング領域: 検索エンジン、人工知能、クラウドサービス	「文心一言」(ERNIE)	2023年3月16日	短期間での処理能力の大幅な向上 ・6月6日、「ERNIE 3.5」にバージョンアップ ・7月の上海人工知能大会では、モデル性能を50%以上、推理性能を30倍、訓練速度を2倍に向上させたと発表
インフラ建設型	北京智源人工知能研究院	設立時間: 2018年 業務領域: 人工知能の開発と応用	「悟道」(WuDao)	2021年3月20日	オープンソース化による中小企業支援 ・6月9日、「悟道3.0」にバージョンアップ ・モデルを全面的にオープンソース化し、中小企業のAI開発を支援する
業界特化型	iFlytek	設立時間: 1999年 リーディング領域: 音声認識、自然言語処理、機械翻訳	「星火認知」(FLYTEK SPARK)	2023年5月6日	アップグレードの速さ ・6月9日、iFlytekは5月以来、同モデルを3回もアップグレードした ・テキスト生成、プラグジェン、数学的能力において ChatGPT と遜色ないレベルに達していると発表
	成都医業科技	設立時間: 2014年 業務領域: O2O医療サービス	「MedGPT」	2023年5月25日	特定業界への迅速な適用 ・中国初の医療業界向けのモデルとして発表した ・疾病の予防から診断、治療、リハビリまでの全プロセスのインテリジェント化を実現

資料) 李智慧「中国における生成AI業界の現状と展望」第358回NRFフォーラム(2023年7月25日)より引用。

られた発展が奨励され、その経済発展や地域振興への促進効果が大きいと期待されているのも実態である。

図表 22 にみられるように、今年の年初から 8 月中旬ごろまでに、中国の多くの地域政府による人工知能発展促進に関する産業政策や政策措置が多く公布されており、人工知能の先進地域の北京市や江蘇省（南京、無錫両市含む）、浙江省（杭州市）は複数の政策を出しており、上海市はもっぱら生成 AI 基盤モデルイノベーションの発展推進を政策のタイトルにして関連の奨励措置を実施している。内陸部の重慶市や四川省も積極的な発展政策を出しているので今後ビッグデータ産業の先進地域である貴州省や AI を含む科学研究の先進地域安徽省などからも関連政策が公布される可能性が高いと思われる。このように、中国では生成 AI 技術の誕生によって人工知能産業の新たな発展の機会と挑戦をとともに迎えていることが確かであり、関連企業間だけでなく、地域間・都市間の競争も繰り広げられ、活発な事業投資と創業活動が誘発される可能性も高いであろう。

不動産低迷や若年層失業増などに悩む中国経済の安定成長にとっても、人工知能産業の発展はデジタル経済・技術の発展、また地域振興にも資するものであり、期待が高いことは間違いない。中国においては人口知能産業にとって優位なデータ資源に加え、図表 23 に見られるように、各地域のデータ演算力と GDP 成長は相関している。同分野が現在の電気自動車 (EV) などのような大きな成長になるのは簡単ではないと思われるが、ChatGPT に代表されるように AI 応用の展開拡大による新たなイノベーションの創出発展や多業界、多企業、多国間の連携拡大も期待される。

つい最近現れたメタバースの産業化発展と同様に、各分野での応用拡大が見込まれる AI 応用の産業化については、5G のインフラ整備などが大きく進んだ中国において、政府の支援も受け今後軌道に乗っていく可能性がある。さしあたり中国政府は生成 AI によるイノベーション促進に着目した政策^{※3}を展開している。人工知能産業もまた、他の先端産業と同様にアメリカとの競合は避けられないものの、中国にとっても第 4 次産業革命の最重要な領域として、今後も発展継続するであろう。

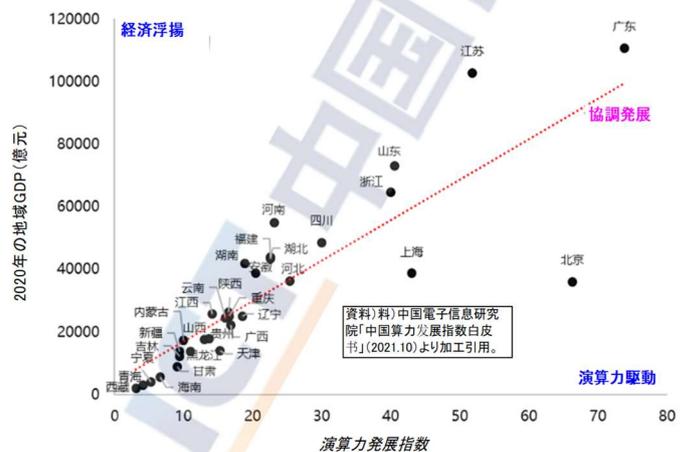
以上

図表22 今年1月から8月中旬に公布されたAI関連産業地域計画

公布年月	省・市名	計画名称	重点分野
2023.1.19	江蘇省	集積回路産業の質の高い発展をより一層促進させる若干政策に関する通知	人工知能用のICチップなどの技術
2023.2.23	南京市	南京市次世代人工知能産業の発展加速行動計画(2023~2025)	人工知能
2023.5.25	北京市	2023年度“中央誘導地方”専門人工知能領域備蓄課題募集に関する通知	人工知能
2023.5.30	北京市	北京市グローバルな影響力を持つ人工知能イノベーション策源地の建設加速実施案、北京市人工知能イノベーション促進の若干措置	人工知能イノベーション基地
2023.6.13	北京市	北京市ロボット産業イノベーション発展行動案(2023~2025)	知能ロボット、AI
2023.5.31	深圳市	深圳市の人工知能の質の高い発展と高水準利用の加速促進の若干措置	人工知能
2023.6.5	成都市	成都市人工知能産業の質の高い発展に関する若干政策措置(意見聴取稿)	人工知能
2023.6.14	無錫市	無錫市人工知能産業イノベーション発展3年行動計画(2023~2025)	人工知能
2023.7.3	四川省	新型工業化の高速発展推進と現代化産業体系の建設加速に関する決定	AIを含む戦略的新興産業
2023.8.21	四川省	四川省メタバース産業発展行動計画(2023~2025年)(意見聴取稿)	メタバース、人工知能
2023.7.8	上海市	上海市人工知能大型モデルイノベーション促進に関する若干措置	生成AI(大規模基盤モデル)
2023.7.12	福建省	福建省新型基礎施設建設3年行動計画(2023~2025)	5Gを含む新インフラ
2023.7.24	重慶市	シナリオ主導による人工知能産業の質の高い発展行動計画(2023~2025年)	人工知能を含む
2023.7.27	杭州市	杭州市人民政府弁公庁人工知能産業のイノベーション発展の実施意見	人工知能
2023.8.16	杭州市	“中国視谷”(チャイナビジョンバレー)の高標準建設と視覚知能産業の質の高い発展に関する実施意見	ハイビジョン、人工知能
2023.8.13	寧夏自治区	人工知能イノベーション発展促進政策措置	人工知能

資料)各地域政府公式サイト及び各種報道より作成。ただし、同表はすべての関連政策を含むものではない。

図表23 中国のデータ演算力指数と各地域のGDP規模(期待されるデジタル経済の促進効果)



※3 今年 8 月に中国工信部と科技部及び国家標準化委員会など 4 部門連名で公布した「新产业标准化领航工程实施方案 (2023-2035 年)」では生成 AI に関する標準の研究開発を明示しており、今後より具体的なプロジェクトも立ち上げるであろう。

アフターコロナにおける

中国国有企業との付き合い方①

太陽グラントソントン・アドバイザーズ

パートナー 公認会計士・税理士 王 欣

E-mail: xin.wang@jp.gt.com

TEL: 070-2459-0723

【 概要 】

- ▶ 近年顕在化しつつある中国進出企業の合弁期限及び営業ライセンスの期限到来の問題について、連載の形でケーススタディを分析しつつ、対策について検討する。
- ▶ 初回の本号では、中国の改革開放から現在に至るまでの日系企業の歩みと背景、今後の連載予定内容について概説する。

2020年から現在に至って、新型コロナウイルスの影響が全世界に及び、特にビジネス環境や政治環境に大きな変化をもたらした。この変化の中で、中国に進出している日本企業はその合弁相手・中国企業（特に国有企業）との関係性も再評価が求められている。この文章では、日本企業が中国への投資を行ってきた歴史と特徴に基づき、中国現地法人の合弁期限が近づいている状況を踏まえて、新型コロナウイルスの影響後の連携方法に焦点を当てる。今回の文章は問題提起の総論として位置づけられ、次号以降続く連載記事では具体的な事例を取り上げながら、検討を進めていく。

まず、中国の改革開放から現在に至るまでの間に、日本企業が中国への投資を行ってきた歴史と特徴について触れていきたい。中国の改革開放が1978年に始まった以降、1980年代からは多くの外国企業が中国市場に進出した。日本企業もその一つであり、経済、文化、地理的な近さも相まって、1980年代から積極的に中国への投資を開始した。

中国への日本企業の進出は、主に3つの主要な経営形態がある。

- 独資経営企業：100%の外資による経営。
- 合資経営企業：合弁企業を通じて、内外資が現金、土地、技術などを提供し、外資の最低投資比率は25%以上必要。
- 合作経営企業：契約型合弁企業により、投資比率や利益分配、財産帰属などを契約で定める。法人格を持つ形態と独立採算の部門形態がある。

上記3つは「三資企業」と総称され、主に100%外資と合弁の二つの形態がある。

1980年代は、日本企業にとって中国市場への“探索期”だった。当初は、製造業が主体であり、労働コストの低い中国での生産を主な目的に多くの日本企業が合弁企業を設立する形で進出した。技術移転と雇用創出を通じて、中国側も日本企業の進出を歓迎していた。

1990年代から2000年代にかけて、中国の急速な経済成長に伴い、多くの日本企業が高付加価値の業種へとシフトしている。その中、特に2000年代、日系自動車メーカーによる中国進出は急速に進展した。この時代は中国の急激な経済成長が進行中であり、都市化と中間層の拡大によって自動車への需要が高まっていくことが明らかになったからだ。日系自動車メーカーはこのような市場環境を活かし、独自の戦略で市場に参入した。

その独自の戦略とは、中国の規制を対応する事と共に、日本自動車メーカーが中国に進出する際に、

中国政府により、地場国有メーカーとの合弁企業設立が求められていると言われている。

合弁会社は、中国合弁相手の労働者・人脈・ノウハウ・販売ルートを活用しやすい反面、一方で、合弁相手との対立・紛争のリスクや、技術・ノウハウ・秘密情報の漏えいリスク等のデメリットがある。特に、意思決定において中国側出資者と軋轢が生じる可能性がある。

また、1991年6月24日に施行された「中外合資経営企業経営期限暫定規定の実施に関連する問題の通知」第2条によれば、合弁企業の営業ライセンスの有効期限は一般的に30年を超えてはならないと規定されている。多くの日本企業は、中国企業との合弁企業を設立し、その営業ライセンスの有効期限が20年となっているケースが多い。

2010年代から、日系企業による中国への投資の特徴は、複数の側面で多様化と成熟が見られる。

製造業だけでなくサービス業や高付加価値な分野への投資が増加した。中国の中産階級の拡大に伴い、消費財に対する需要が高まっている。日系企業もこれに対応する形で、消費者向けの製品やサービスを強化している。例としては、小売業、食品業、健康・美容関連産業などの進出が顕著になっている。

経営形態は、中国政府の規制緩和に伴い、一部の産業では合弁が必須ではなくなり、独資での進出も増加している。これにより、企業はより柔軟な経営が可能となっている。

2020年代に入り、新型コロナウイルスの影響が世界中に広がり、特にビジネス環境や政治環境に大きな変化をもたらした。そのような状況の中で、ひとつの重要な問題が浮上してきた。

それは、前述のように、2000年代に設立した多くの日中合弁企業の営業ライセンスの有効期限が、20年となっているケースが多いため、その合弁期限到来に迫っている。

もちろん、営業ライセンスの有効期限や合弁期限を更新したり延長したりすることは可能である。しかし、20年前の状況とは大きく変化しており、今では合弁相手との関係を見直す必要がある。具体的には、合弁相手と「離婚」し独資での展開を選ぶか、持分を相手に譲渡して中国から撤退するか、合弁関係を維持しながらも条件を変更するか、などさまざまな選択肢が存在する。ただし、どの選択をするにしても、相手の事情も考慮する必要がある。いずれの選択肢も、20年前の合弁契約や条件をそのまま継続することは難しいだろう。

最近、上記の問題に関して、多くの日本企業からどのように対応すべきかという相談を受けることが増えている。次回以降の記事では、合弁に関する戦略設定や条件交渉、譲渡交渉に焦点を当てながら、新型コロナの影響後の中国国有企業との関わり方について、詳しく掘り下げてみたいと考えている。

今後の連載では、以下のケーススタディを分析しながら、合弁企業における戦略設定や条件交渉、譲渡交渉に関する対策をお伝えする予定である。

1. 合弁企業が継続赤字の場合。
2. 合弁企業が継続的に黒字を出しており、合弁相手企業が土地や建物を現物出資しているが、経営には関与していない場合。
3. 合弁企業が所属する業種は20年前には外資独資が認められていなかったが、現在は外資独資も可能な場合。

これにより、様々な事例を通じて合弁企業における戦略設定や条件交渉、譲渡交渉のアプローチを、皆様にお伝えしていきたい。

以上

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社は、成長への潜在的な能力の扉を開くビジネスパートナーです。私たちは、これまで積み重ねてきた経験から、どのような企業にも必ず成長への潜在能力が秘められていることを知っています。そして私たちが、その潜在能力の扉を開くビジネスパートナーとして、企業の成長を支援しています。太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社は、太陽グラントソントングループの一員として2008年に誕生し、企業が直面する課題にグループのリソースを活用しワンストップでサービスを提供しています。

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社 中国デスク パートナー 王 欣

2004年10月来日。日本国公認会計士・日本国税理士。2009年から2018年まで中堅監査法人にて上場会社およびIPO準備会社の監査業務に従事。2018年から2021年まで大手監査法人にてクローズポーター案件の財務DDに従事。2022年7月より現職。



みずほ(中国)合肥支店 10 周年記念式典 及び 合肥市による現地視察会のご案内

みずほ(中国)合肥支店はお蔭様にて、同市唯一の本邦銀行として今年支店設立 10 周年を迎えることとなりました。ここに厚く御礼申し上げます。

これに合わせ、合肥市現地にて外資企業を対象とした視察会の開催を 10 月 20 日に予定しております。ご興味のある方は、下記連絡先までお問合せ下さい。

- ◆ お問い合わせ先：みずほ銀行中国営業推進部 葉嵐
- ◆ メールアドレス：lan.a.ye@mizuho-bk.co.jp

(以下合肥市からのご案内転載)

2023 年 8 月吉日

関係者各位

合肥市人民政府外事弁公室

「2023 年外資企業合肥行」現地視察会のご案内

拝啓 処暑の候、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、合肥市人民政府外事弁公室は、「2023 年外資企業合肥行」と題して、合肥に関心のある外資企業の皆様向けに、下記の通り現地視察会を開催することになりました。

今回の視察会は外資企業の皆様に、合肥に関する最新の投資環境のご紹介を行うとともに、お互いの交流を深めることを目的としています。具体的な交流の一環として、地元の有力中資系企業の見学、みずほ銀行合肥支店開業 10 周年に際して、同店主催のセミナー・10 周年記念式典等も検討しております。

合肥市は、安徽省の省都であるとともに、長江デルタ経済圏の内陸部におけるコア都市であり、沿岸部からの産業移転の受け皿として、近年大きく発展してきております。

また、合肥市は、北京、上海、深圳と並ぶ四大総合性国家科学センターの指定を受けており、先端科学技術・産業育成に注力した高等教育・研究施設が集中するほか、AI、半導体関連など産業面でも大きな注目を集めている都市です。

ご参加企業様のご要望にお応えできるよう、プログラムを調整させて頂くことも可能でございます。ご関心の業種、視察先等に関して、ご希望がございましたら、ぜひ事前にご相談下さい。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

本視察会へのご参加を希望される方は、下記申込み先メールアドレス、または みずほの貴社営業担当までご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 : 2023年10月20日(金) 8:30 - 20:00
2. 主 催 : 合肥市人民政府外事弁公室
3. 参 加 費 : 無料(日本⇄合肥市往復交通費、宿泊代は自己負担)
4. 協 力 : みずほ銀行(中国)有限公司合肥支店
5. プログラム : (下記「現地視察会プログラム(案)」ご参考)
6. 言 語 : 中国語(日本語通訳対応可)

「2023年外資企業合肥行」現地視察会プログラム(案)

1、合肥到着：2023年10月19日(木)

ホテル：Westin（合肥市包河区馬鞍山路150号）

宿泊費用：通常のシングルルームで700元前後/1泊（朝食含む）

2、企業見学：2023年10月20日(金) 午前8:30 ホテル正面玄関前で集合、出発

第一部	9:20-12:10	当地代表的な最先端ハイテク企業
休憩	12:10-13:10	会食(13:10出発、移動)
第二部	13:50-14:50	当地代表的なEV自動車企業

※上記企業見学は変更する可能性があります。恐れ入りますが、ご了承願います。

3、企業見学終了後、ホテルへ：2023年10月20日(金) 14:50-15:20

4、みずほ銀行セミナー：2023年10月20日(金) 16:00-17:45 場所：Westinホテル2階宴会場

第三部	16:00-17:00	産業(中国自動車産業等を予定)及び為替動向に関する講演 ※講演内容は変更することがあります。恐れ入りますが、ご了承願います。
	17:00-17:45	合肥市投資環境紹介

5、みずほ銀行合肥支店開業10周年宴会：2023年10月20日(金) 18:00-20:00

場所：Westinホテル2階宴会場

以上

《ご参考》チャイナビジネス関連レポート

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	23 年 7 月号(2023/7/10) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0166-XF-0105.pdf 23 年 8 月号(2023/8/7) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0167-XF-0105.pdf 23 年 9 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	習近平政権はなぜ景気刺激策を打たないのか(2023/8/1) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as230801.pdf 中国からの訪日客激減の背景と 23 年の見通し(2023/8/2) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-jp230802.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.121(2023/3) 米中展望～米国のねじれ議会と習近平政権 3 期目を踏まえて～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/backnumber/pdf/global2303-2304.pdf Vol.122(2023/7) サプライチェーン新戦略～欧米アジアそれぞれの展望～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2023_summer.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 674 号(2023/8/14) 『自動車金融会社管理弁法』を改定 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0727-XF-0105.pdf 第 675 号(2023/9/1) 虹橋国際開放ハブの高度化に向けた政策措置を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0728-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 136 号(2023/7/18) 4～6 月期実質 GDP は前年の反動をうけて +6.3% https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0136-XF-0105.pdf 第 137 号(2023/8/16) 7 月経済指標は停滞感が強まる内容に https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0137-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2023/7/24) 23 年 6 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0082-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2023/8/22) 23 年 7 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0083-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 インフォライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連經濟技術開發区出張所

遼寧省大連市大連經濟技術開發区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号

TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字樓19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮 弁公楼8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15楼
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13楼
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。